

伊賀南部環境衛生組合

指定ごみ袋取扱店の募集案内

令和7年4月1日

伊賀南部環境衛生組合

〒518-0296

三重県伊賀市奥鹿野1990番地

TEL:0595-53-1120

FAX:0595-53-1125

E-mail : eisei-soumu@city.nabari.lg.jp

指定ごみ袋取扱店について（募集案内）

1. 指定ごみ袋の取扱店について

伊賀南部環境衛生組合（以下「衛生組合」という。）では、指定ごみ袋の販売にご協力いただける取扱店の申請を募集により行っています。以下の手順で取扱店として指定いたします。

指定ごみ袋は、名張市区域用（黄色）4種類、伊賀市青山区域用（青色）5種類の計9種類あります。

（令和7年4月1日現在）

	対象者	世帯数	人口
名張市区域用	名張市内の住民	約 35,000 世帯	約 74,000 人
伊賀市青山区域用	伊賀市のうち 旧青山町区域内 の住民	約 4,000 世帯	約 9,000 人

（1）取扱店の業務

取扱店の主な業務は、次のとおりです。

- ① 指定ごみ袋を発注し配送を受ける。
- ② 指定ごみ袋を保管し、店舗等で販売する。
- ③ 指定ごみ袋代金を納入する。

（2）取扱店の資格

- ① 名張市又は伊賀市内に店舗等を有していること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 公金及び指定ごみ袋の適正な管理ができること。

（3）取扱店の申請（店舗等ごとに申請）

① 提出書類

ア 伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請書（様式第1号）

※ 申請書の「取扱指定袋の種類」の欄は、「名張市区域用」・「伊賀市青山区域用」のどちらか、又は両方に○を付けてください。

イ 店舗等の位置図

ウ 市税の完納証明書又は非課税証明書（写し可）

※ 市の税務諸証明交付申請の窓口で完納証明書（証明日が3か月以内のものに限ります。）をお取りください。

エ 民間非営利組織の場合は、上記に替えて活動を証する書類（規約、会則等）

- ② 受付時間 午前9時から午後4時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- ③ 受付場所 伊賀市奥鹿野1990番地
伊賀南部環境衛生組合 総務室 （Tel53-1120）
- ④ 受付方法 持参又は郵送

（4）審査決定

申請内容を審査の上、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定通知書（様式第2号）を送付します。

2. 取扱店の表示等について

店舗内の陳列棚には、販売価格（10枚1組）を必ず表示してください。
なお、出来る限り市民に指定ごみ袋であることが分かるような配慮をお願いします。

3. 指定ごみ袋の取扱い等について

（1）指定ごみ袋

- ① 指定ごみ袋の代金は、納品数量分を翌月に一括して納付をお願いします。
- ② 消費税及び地方消費税は、販売価格に含まれております。
- ③ 価格の割引や景品としての利用はできません。
- ④ 決定を受けた店舗等以外での販売はできません。

（2）取扱品目

指定ごみ袋の種類は、以下のとおりです。10枚1組で販売してください。
（ばら売りはできません。）なお、品目ごとに衛生組合でJANコード（バーコード）を登録しています。

名張市区域用

指定ごみ袋	色	販売価格
小（10ℓ相当）10枚1組	黄色	80円
中（20ℓ相当）10枚1組	黄色	180円
大（30ℓ相当）10枚1組	黄色	300円
特大（45ℓ相当）10枚1組	黄色	480円

10枚1組は、ロール形状の包装です

伊賀市青山区域用

指定ごみ袋	色	販売価格
特小（5ℓ相当）10枚1組	青色	50円
小（10ℓ相当）10枚1組	青色	80円
中（20ℓ相当）10枚1組	青色	150円
大（30ℓ相当）10枚1組	青色	250円
特大（45ℓ相当）10枚1組	青色	350円

10枚1組は、ロール形状の包装です

(3) 取扱委託料

- ① 指定ごみ袋の種類に関係なく1箱につき1,000円（1枚当たり2円）をお支払いします。（消費税及び地方消費税別）
- ② 取扱委託料のお支払いは、衛生組合へ納付いただく指定ごみ袋代金から差し引くこととなります。

(4) 発注

衛生組合が契約する製造業者へ直接 FAX 等で注文していただくことになります。

配送は、毎週火曜日12時に締切り水曜日又は木曜日に納品します。
欠品がないように在庫管理をお願いします。

(5) 発注単位

○名張市区域用

最低発注単位は、1箱（10枚1組×50組＝500枚）です。初回発注時は、4種類すべて注文してください。その後は、販売状況に応じて1箱単位でお願いします。

指定ごみ袋	発注の単位	1箱の価格	取扱委託料	納付額
小 (10枚 80円)	1箱 (50組)	4,000円	1,100円	2,900円
中 (10枚 180円)	1箱 (50組)	9,000円	1,100円	7,900円
大 (10枚 300円)	1箱 (50組)	15,000円	1,100円	13,900円
特大 (10枚 480円)	1箱 (50組)	24,000円	1,100円	22,900円

1箱当たりの取扱委託料

500枚×2円+消費税及び地方消費税 (1,000円+100円=1,100円)

○伊賀市青山区域用

最低発注単位は、1箱 (10枚1組×50組=500枚) です。初回発注時は、5種類すべて注文してください。その後は、販売状況に応じて1箱単位でお願いします。

指定ごみ袋	発注の単位	1箱の価格	取扱委託料	納付額
特小 (10枚 50円)	1箱 (50組)	2,500円	1,100円	1,400円
小 (10枚 80円)	1箱 (50組)	4,000円	1,100円	2,900円
中 (10枚 150円)	1箱 (50組)	7,500円	1,100円	6,400円
大 (10枚 250円)	1箱 (50組)	12,500円	1,100円	11,400円
特大 (10枚 350円)	1箱 (50組)	17,500円	1,100円	16,400円

1箱当たりの取扱委託料

500枚×2円+消費税及び地方消費税 (1,000円+100円=1,100円)

(6) 衛生組合への指定ごみ袋代金の納入

指定ごみ袋代金の清算は、翌月となります。前月分の指定ごみ袋代金から取扱委託料を差し引いた金額の納入通知書を衛生組合から翌月の15日まで発行しますので、同月の末日までに次の金融機関のいずれかに納めてください。(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。)

- ・百五銀行 ・南都銀行 ・三十三銀行 ・あいち銀行
- ・北伊勢上野信用金庫 ・東海労働金庫 ・伊賀ふるさと農業協同組合

4. 取扱店の指定の変更又は廃止

取扱店の指定の変更又は廃止をしようとするときは、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店変更(廃止)届(様式第3号)を提出してください。

5. その他

- (1) 伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱に基づき取り扱うものとし、その他疑義が生じる事項については、衛生組合と指定取扱店が協議するものとします。
- (2) 取扱店制度は、伊賀南部環境衛生組合が市民からごみ処理手数料を受け取り(収納し)、ごみ処理手数料相当額の指定ごみ袋を交付する事務を取扱店へ委託するものです。なお、指定後に伊賀南部環境衛生組とごみ処理手数料収納事務委託の契約を締結していただくことになります。